

## 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会有料広告掲載の取扱いに関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (広報媒体)

第2条 この要綱の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) こんにちは！社協です！！（以下「広報紙」という。）
- (2) 社協かわら版（以下「かわら版」という。）
- (3) 宍粟市社会福祉協議会ホームページ（以下「ホームページ」という。）

### (規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係わるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広報媒体の公共性及び品位を損なうおそれがあると会長が認めるもの

### (広告の規格及び広告掲載料)

第4条 広告の規格及び広告掲載料は、別表1のとおりとする。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は、原則として公募するものとし、広報紙、かわら版及びホームページ等により行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、掲載しようとする広告のデザイン、版下、データ等を添えて会長に提出しなければならない。

### (広告掲載の決定)

第7条 会長は前条の申込書を受理した時は、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。ただし、会長は必要がある場合、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに、広告料を一括納入するものとする。ただし、広告主が分納を希望する場合で会長が認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告のデザイン、版下、データ等の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第10条 会長は、広告を掲載することを決定した後に広告が第3条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

別表 1

〔広報紙〕

□掲載位置：広報紙「こんにちは！社協です！！」

(善意銀行だよりページ 下段)

大きさ	掲載料(税込)
サイズ大 (50 mm×180 mm) 1段サイズ	1回分 18,000円 6回分 86,400円 12回分 151,200円
サイズ中 (50 mm×118 mm) 2/3サイズ	1回分 12,000円 6回分 57,600円 12回分 100,800円
サイズ小 (50 mm×58 mm) 1/3サイズ	1回分 6,000円 6回分 28,800円 12回分 50,400円

〔かわら版〕

□掲載位置：各支部かわら版（裏面 下段）

大きさ	掲載料(税込)
サイズ (40 mm×69 mm)	1回 5,000円

〔ホームページ〕

□掲載位置：宍粟市社会福祉協議会ホームページ（トップページ下部）

掲載月	掲載料 (税込)
1 か月から 5 か月連続掲載の場合	月額 6,000円
6 か月から 11 か月連続掲載の場合	月額 4,800円
12 か月連続掲載の場合	月額 4,200円